

第8章 産業廃棄物対策事業

1 概説

本市は、平成13年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化の指導等を行っている。

その主な業務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく産業廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録及び許可、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）に基づく確実かつ適正な処理を推進している。また、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等を行うとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物監視指導員を任用しての定期的なパトロールや、ヘリコプターによる上空監視などを行っている。

このほか、講習会等を通じて関係法令等を周知し、産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。

2 産業廃棄物処理業等の許可状況

（1）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る平成29年度の許可件数

産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						産業廃棄物処理施設			
収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	設置	変更	譲受け 借受け	合併 分割
8	16	3	10	12	2	0	3	1	1	0	0	2	4	0	0

（2）産業廃棄物処理業及び処理施設に係る平成29年度の変更届出件数

産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	処理施設軽微変更届
206	23	46

(3) 産業廃棄物処理業許可数

(平成30年3月31日現在)

産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業			
収集運搬業		処分業		収集運搬業		処分業	
積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分	積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分
52	77	77	3	10	9	6	1

(4) 産業廃棄物処理施設数

(平成30年3月31日現在)

施設の種類	中間処理施設						最終処分場	計
	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず・がれき類の破碎	シアノ化合物の分解	物廃・P P C C B 等 処理物 の B 汚 染		
脱水	焼却	油水分離	焼却	破碎	焼却			
施設数	13	9	4	5	14	5	59	135

(施設の種類において重複するものがある。)

(5) 自動車リサイクル法の登録及び許可件数

(平成30年3月31日現在)

登録業者		許可業者	
引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
92	48	20	12

3 P C B 廃棄物対策

倉敷市内におけるポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の保管事業者は、P C B特措法の規定により、毎年6月30日までに倉敷市長に対し、前年度の保管状況等について届出を行うことが義務づけられている。

産業廃棄物対策課では、この届出内容に対する精査を行い、届出のあった事業者の保管事業

場に対して立入検査を行うとともに、この届出内容を縦覧に供している。

平成29年度は、186の事業場から届出が提出されている。高濃度P C B廃棄物の処分期限が迫っていることから、主に高濃度P C B廃棄物の保管事業者への立入りを目的に41事業所へ立入りを行った。

◇ 平成29年度P C B廃棄物保管事業者立入指導状況

立入を行った件数		41
指示 件数	法の処分期限を教示 (使用中機器の計画的廃止及び処分の指示も含む)	38
	保管場所の変更を指示	7
	法規定どおりの標示板の設置を指示	5
	漏洩防止対策を指示	9

4 産業廃棄物監視指導事業の状況等

(1) 監視指導事業

退職警察官4名を産業廃棄物監視指導員（非常勤嘱託員）として採用し、2班体制で関係事業場等に対する立入りやパトロールを実施することで、不適正処理事案等を早期に把握して是正を求めるなどの指導を行うほか、市民等から寄せられる廃棄物等に関する苦情に対応している。

◇ 監視指導員活動状況

(平成29年度実績)

最終 処分場		中間処理 施設		積替え 保管場所		その他の 立入り		苦情等対応						
一般 立入	苦情 対応	一般 立入	苦情 対応	一般 立入	苦情 対応	一般 立入	苦情 対応	不法 投棄	不適 正保管	不適 正処理	野外 焼却	不適 正焼却	その他	計
0	0	222	0	243	0	2317	2	15	13	5	34	0	2	69

(2) 航空機による監視及びテープ広報

職員が民間航空業者のヘリコプターに搭乗し、山間部を中心に監視を行う上空監視業務を年4回実施している。また、不法投棄防止をセスナ機から呼びかける広報を年1回実施している。

(3) 夜間休日不法投棄等監視業務委託事業

監視が手薄となる夜間休日中の監視体制を補完するため、平成20年6月から民間警備会社に委託し、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止を目的としたパトロール監視を実施している。

◇ 夜間休日監視業務実施状況

(平成29年度実績)

平日夜間	16時以降指定時間帯	46
休日昼間	9時～17時	92
休日夜間	16時以降指定時間帯	10
指定日	任意時間帯	12

(4) 不法投棄防止用カメラの設置による監視活動の強化

市内の不法投棄頻発場所を選定し、不法投棄防止用カメラを設置して未然防止を図っている。平成23年度から証拠保全に力点を置いた秘匿カメラ（画像転送可能）を導入し、積極的な監視活動を展開している。

(5) 悪質事案に対する積極的な行政処分等の実行

産業廃棄物の不適正処理事案や野外焼却事案については、行為者に対して廃棄物の撤去、行為の中止等の改善指導を適宜行っている。行政指導の繰り返しにとどまることなく、悪質業者に対しては、積極的かつ速やかな行政処分を実施し、また、捜査機関との連携強化による事件化など、強い廃棄物行政の構築に努めている。

5 啓発活動の推進

- (1) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に対し、講習会等を通じて関係法令等の周知に努めている。
- (2) 産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。このほか、廃棄物処理法の要点をまとめた「産業廃棄物ハンドブック」を隔年で製作し、産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に配布している。